

第 7 3 回原子力委員会定例会議議事録（案）

1. 日 時 1998年12月22日（火）10:30～11:35

2. 場 所 委員会会議室

3. 出席者 藤家委員長代理、依田委員、遠藤委員、木元委員
（事務局等）科学技術庁
原子力局
政策課 坂田課長
原子力調査室 森本室長、板倉、村上、池亀
資源エネルギー庁
原子力発電安全企画審査課
伊藤統括安全審査官、須之内、有村、永田、小山
吉備専門委員

4. 議 題

- （1）四国電力株式会社伊方発電所の原子炉の設置変更（1号、2号及び3号原子炉施設の変更）について（答申）
- （2）省庁再編後における原子力委員会の在り方について
- （3）その他

5. 配布資料

- 資料1-1 四国電力株式会社伊方発電所の原子炉の設置変更（1号、2号及び3号原子炉施設の変更）について（答申）（案）
- 資料1-2 四国電力株式会社伊方発電所原子炉設置変更許可申請（1号、2号及び3号原子炉施設の変更）の概要について
- 資料2-1 省庁再編後における原子力委員会の在り方
- 資料2-2 原子力政策について（イメージ）
- 資料3 第72回原子力委員会臨時全機議事録（案）

6. 審議事項

- （1）四国電力株式会社伊方発電所の原子炉の設置変更（1号、2号及び3号原子炉施設の変更）について（答申）

標記の件について通産省より資料1-2に基づき説明があった。これに対し、

・蒸気発生器の保管状況は外部から見る事が出来るのか。

（通産省）管理区域内であり、一般の人は見ることは出来ない。

・国内にある原子炉の容器上部蓋及び蒸気発生器の取り替えは、順調に進んでいるのか。

（通産省）蒸気発生器はほとんど取り替え済み、原子炉容器上部蓋も当初より応力緩和措置がとられているものを除き、残りは伊方2号、玄海1、2号のみ。

等の質疑応答があった後、平成10年9月4日付け平成10-05-07資第6号をもって通商産業省より諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準の適用については妥当なものと認め、通商産業大臣あて答申することとした。

注）本件に係る変更は次のとおり

- ① 1号炉、2号炉及び3号炉の使用済燃料の貯蔵裕度を確保するため、3号炉燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備（1号、2号及び3号炉共用）の貯蔵能力を変更する。
- ② 1号炉の原子炉容器上部蓋の取替えに際し、出力分布調整用制御棒クラスタ駆動装置を撤去する。
- ③ 1号炉の原子炉容器上部蓋の取替えに伴い、取り外した原子炉容器上部蓋等を蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。

（2）議事録の確認

事務局作成の資料3第72回原子力委員会臨時会議議事録（案）が了承された。

（3）省庁再編後における原子力委員会の在り方について

標記の件について、

- ・原子力のすそ野が広がっている。長計検討の際、当初から厚生省、農水省等の放射線利用に関係する省庁が議論に参加する様にしなければならない。行政改革後の原子力委員会の事務局には、各省庁から人を派遣してもらう。この様にしなければ、長計の実効性が上がらない。
- ・原子力委員会では、原子力政策を各省庁にまたがる総合的なものと位置づけているが、一方、円卓会議では、原子力以外の分野にも総合的にまとめているものもあり、原子力だけが特殊ではないとの意見もあった。
- ・原子力は、平和利用の確保と安全確保を伴うために特殊な面を持つ。行政改革において内閣府に移行するのも、この点に関する期待と責任の現れと考える。これら特殊性を国民に受け入れてもらうために原子力委員会は存在する。
- ・原子力の特殊性としては、国際的な保障措置が必要な点があげられ、国際原子力機関のような組織が規制するのは、他の分野ではないのではないか。
- ・原子力委員会のあり方を検討する際、自らの主張を免償することは重要であるが、これまでの反省すべき点を明らかにする等、一般国民に原子力委員会の活動が見えるように検討していく必要がある。
- ・原子力委員会は、ATR実証炉等に関して反省もしてきた。一方、日本の原子力をここまで索引してきた功績も評価すべき。
- ・国民に見えていないということもあるが、国民の関心が薄いという問題がある。ATR実証炉の件は、原子力委員会として関係者の合意の下、民主的に行われたが、一般国民には十分伝わらなかった。結局、一般国民は興味を持ってないので、見ようとしなのではないか。例えば、大統領報道官のような原子力報道官を設けるなど原子力広報のやり方を工夫してはどうか。
- ・原子力委員会で議論してきたことが、確実に執行されて初めて国民に見えて

くるのではないか。

- ・執行は、行政メカニズムの課題。高い見地で政策を議論し、企画立案するのが原子力委員会の役割。
- ・原子力委員会は単にオーソライズ機関と見られているのではないか。独自の判断や主体的な取組を行いたい。
- ・原子力の分野は広範多岐で、専門性も必要なので、4人の委員だけで全てに通曉して政策を企画立案することは不可能。できるだけ多くの専門家の知恵を借り、民主的に議論したものを、原子力委員会がオーソライズすることが適当。
- ・週2回の原子力委員会以外の時間にも、原子力委員が勉強し、検討を重ねていることを国民に分かって欲しい。
- ・せっかく長計を作成しても、実効性を確保することが重要。
- ・作成した長計の実施主体は、行政の場合と民間企業の場合がある。長計にまとめたことでも、その後の諸条件の変化で実施できない場合もある。
- ・資金がなくて出来ないことは分かるが、最初からやれないものについては、計画策定の段階からそのように主張すべき。
- ・長計の実施状況を評価する機能を考えることが必要か。
- ・例えば、インド・パキスタンの問題について、原子力委員は個人的見解を述べることはできるか。
- ・委員の個人の見識として言うのは構わないが、委員会としては、国としての見解より踏み込むことは適当でないのではないか。
- ・内閣総理大臣は、原子力委員会の決定を尊重しなければならない以上、5人の委員が同意すれば原子力委員会は政府に対しても指摘ができるのではないか。
- ・原子力委員会は政府の一部なので、委員会としての言動には法律や条約上の制約があるのではないか。
- ・今後の長計の議論においては、推進派だけでなく、慎重派もメンバーに入れた方が活発な議論が行われるのではないか。
- ・構成メンバーにしくなくても、慎重派の意見をまとめてヒアリングするのも一案。

等の委員の意見があった。

なお、事務局より、本年の委員会は本日が最後であり、次回は1月8日（金）に臨時会議を10：30より開催する方向で調整したい旨、発言があった。